

仕様書

1. 件名

令和3年度災害時在宅避難用備蓄食料の購入及び配布

2. 目的

コロナ禍の災害時に、避難所が密にならぬよう、自宅が安全な方において、在宅避難を可能とするため、北山村民に備蓄食料を購入・配布するもの。

3. 納入品目、数量及び規格

非常用食料品：424セット（1日3食×3日分）

以下の規格を全て満たすこと。

【規格】

- ・3日分の保存食をセットにしたものであること。
- ・1日分、朝、昼、晩の3食以上用意し、1人1日当たり、エネルギーとして2,000キロカロリー、また、タンパク質55グラムやビタミン※が確保できること。
- ・納入商品は常温にて保存可能なものであること。
- ・製造から5年以上の利用、保存が可能であること。
- ・納入時の保存残余期間が7年保存商品は6年以上、5年保存商品は4年以上あること。
- ・保存水は含まない。
- ・外装には「納入日」、「消費期限」が明確にわかるようなシールを添付すること。
- ・国内市場への十分な導入実績を持つ製品であること。

※平成23年4月21日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室事務連絡

「避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について」で示される（1歳以上、1人1日当たり）の栄養参照量。ビタミンB1, B2, Cについては、参考値とする

4. 納入場所及び数量

納入場所及び数量は、和歌山県北山村村内424箇所とし、落札後通達する。
なお、納入に伴う費用は、請負者において負担すること。

5. 納入期限

令和4年3月1日

6. 守秘義務

- ① 本業務を通じて知りえた情報は、契約履行中か否かにかかわらず、正当な理由がなくほかに開示し、又は、他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があって開示する場合にも、事前にキタヤマムラヤクバから許可を得なければならない。
- ② 本業務を実施するにあたって、北山村役場職員が提供した資料については、複製禁止とし厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。

7. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、北山村役場職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 業務上不明な事項が生じた場合、北山村役場職員に確認の上、その指示に従うこと。
- (3) 納品物に品質不良等の問題があった場合は、請負者の責任において、速やかに良品と交換を行うものとし、交換に要する費用は請負者において負担すること。